

※処理事項 整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分

年 月 日 伊東市長 (あて先)

Header section containing address, company name, and tax filing details.

事業年度分又は連結事業年度分の市民税の申告書 ※

Main table with columns for '摘要' (Summary) and '課税標準' (Tax Standard), containing rows 1-21 for various tax calculations.

Table for '分割基準' (Division Basis) with columns for '名称' (Name) and '所在地' (Location).

Table for '指場' (Designated City) with columns for '区分' (Division), '均等割額' (Equalized Amount), and '決算確定の日' (Date of Final Accounting).

関与税理士署名押印 (電話)

還付金の均等割額への充當希望(有・無)

◎必ず記入してください。

※処理事項 整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分

年 月 日 伊東市長 (あて先)

法人番号 申告年月日 所在地 (伊東市が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話) 事業種目 1. 法人税の 2. 法人税の 期末現在の資本金の額又は出資金の額 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額 期末現在のの資本金等の額

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の申告書 ※

Table with columns: 摘要, 課税標準, 法人税割額, 税率. Rows include: (用途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額, 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額, 還付法人税額等の控除額, 退職年金等積立金に係る法人税額, 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額, 市町村民税の特定寄附金税額控除額, 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額, 外国の法人税等の額の控除額, 仮装経理に基づく法人税割額の控除額, 差引法人税割額, 既に納付の確定した当期分の法人税割額, 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額, この申告により納付すべき法人税割額, 均等割額 (算定期間中において事務所等を有していた月数), 既に納付の確定した当期分の均等割額, この申告により納付すべき均等割額, この申告により納付すべき市民税額, 19のうち見込納付額, 差引

Table with columns: 当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等, 分割基準, 当該市町村民分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数. Rows include: 名称, 事務所、事業所又は寮等の所在地, 合計

Table with columns: 指場, 区分, 月数, 従業者数, 均等割額, 決算確定の日, 解散の日, 残余財産の最後の分配又は引渡しの日, この申告が中間申告の場合の計算期間, 還付を受けようとする金融機関及び支払方法, 還付請求税額, 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額. Includes '青色・その他' and '要・否' columns.

関与税理士 署名押印 (電話)

還付金の均等割額への充當希望(有・無)

◎必ず記入してください。



第20号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 3 ※印欄は記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 6 連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載してください。
- 7 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額(用途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載します。
- 8 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数②」の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数②」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に、「左のうち当該市町村分の従業者数③」の欄の数値を乗じて得た金額を記載します。
- 9 「⑩のうち見込納付額⑩」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。))を含む。)が市民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 10 「還付請求税額」の欄は、中間納付額の還付を受けようとする場合において、その中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。
- 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載してください。

法人税割の税率

9.7%

均等割の税率

資本金等の額	伊東市内の従業者数	税率(年額)
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円